

第4章 資料集

以下では、本事業で開催した全国の稼ぐ力セミナーで使用したプレゼンテーション資料、及び農林水産省等の働き方改革支援ツール、政策説明資料等を掲載する。

各資料をご覧いただくことで、稼ぐ力セミナーの内容や、農林水産省の施策を理解できる。是非目を通して頂きたい。

また食品事業者におかれても、資料を一読されることで、生産性向上や働き方改革、賃金引き上げ等に向けた活動の契機となれば幸いである。

1 農林水産省 情報提供関連資料

(1) 食品産業の働き方改革早わかりハンドブック

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/hatarakikata_shokusan/attach/pdf/handbook-7.pdf

(2) 中小企業等経営強化法利用事例集

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/attach/pdf/keieiryoku_koujou-37.pdf

(3) 農業競争力強化支援法（流通・加工分野）活用ガイドブック

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/nougyo_kyousou_ryoku/sienhou/attach/pdf/index-43.pdf

(4) 中小企業等経営強化法活用ガイド

農林漁業者、飲食料品製造・卸売・小売業者、
外食事業者の皆様へ

生産性向上を図る中小企業者の
設備投資を応援します！

新規取得設備
の固定資産税
が3年間半減

法人税等の
即時償却又は
税額控除

金融支援
措置など

Ver. 3 (平成30年2月作成)

中小企業等経営強化法活用ガイド



農林水産省関連の認定実績：4,700件！
(2017年12月末現在)

1年で4,000件増！



支援の概要

新商品の開発のため、
効率の良い設備を
導入したいんだけどなあ…



人手不足だから
機械を導入して生産性を
向上させたいなあ…



資金調達
が必要

コスト節約
が必要

情報収集
が必要

■ 低利融資等が受けられる！
→「どんな支援があるの？」へ

■ 税制の支援措置が受けられる！
(固定資産税・法人税・所得税)
→「どんな支援があるの？」へ
■ 特定の補助金審査で加点がある！
→ 認定事業者に対する優先採択

■ 経営上の悩みの相談が受けられる！
よろず支援拠点 → 3ページへ
■ ウェブサイトから情報を入手できる！
ミラサポ → 3ページへ

支援を受けられる人は？

「中小企業等経営強化法」に基づき「**経営力向上計画**」を作成し、国から認定を受けた中小企業者等（右枠内参照）になります。

※農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合は対象となりませんのでご注意ください。

- ✓ 農業者、林業者、漁業者、水産養殖業者
- ✓ 食料品・飲料製造業者
- ✓ 木材製造業者
- ✓ 食料品卸売業者、小売業者
- ✓ 飲食店 など

どんな支援があるの？

計画に基づき新規に取得した一定の設備について支援措置があります。

固定資産税の特例

固定資産税が
2分の1（3年間）
に軽減

【対象】資本金または出資金の額が1億円以下の法人、常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主等が対象
※大規模法人（資本金額が1億円超など）から一定割合以上の出資を受けている場合は、本税制支援の対象外となります。
【適用期間】平成31年3月末までに取得した設備が対象

法人税・所得税の特例

（中小企業経営強化税制：A・B類型）

次のいずれかを選択適用できます

- ・設備の即時償却
または
- ・取得額の10%（※）の
税額控除

※ 資本金3,000万円超
1億円以下の法人は
7%
A類型：生産性向上設備
B類型：収益力強化設備

金融支援措置

- ・日本政策金融公庫や
商工中金による低利
融資
- ・信用保証協会による
信用保証の枠の拡大
など

【対象】資本金10億円以下の会社又は、従業員数が2,000人以下の会社及び個人が対象
（規模によって利用できる支援措置が異なります。）

- 農業経営基盤強化準備金と法人税・所得税の特例は併用不可（固定資産税の特例は併用可）。
- 中小企業等経営強化法の改正を前提に、親族外への事業承継（M&A）を支援対象に追加予定。

税制の特例措置の対象となる設備は？

➤ 固定資産税の特例および法人税・所得税の特例（A類型：生産性向上設備）を受ける場合の要件

下表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすこと。

①販売開始から一定期間内に販売されたもの（最新モデルである必要はありません）

②生産性が旧モデル比で年平均1%以上向上しているもの

要件①、②について、設備メーカーからなる団体（機械工業会等）が発行する証明書の取得が必要です。

証明書は販売店等を通じ、当該設備のメーカーにご依頼ください（発行まで数日～2ヶ月程度）。

➤ 法人税・所得税の特例（B類型：収益力強化設備）を受ける場合の要件

下表の販売開始時期の要件はありませんが、年平均の投資利益率が5%以上になることについて経済産業局が発行する確認書の取得が必要です。

➤ 税制の適用に当たっては、固定資産税は市町村、法人税・所得税は管轄の税務署にご相談ください。

設備区分	最低価額 (1台又は1式)	販売開始時期 (固定資産税・A類型のみの要件)	対象設備の具体例
機械装置	160万円 以上	10年以内 (最初に販売されてから 10年以内のモデル)	農林漁業：トラクター、油圧30バル、ワイパー、魚群探知機など 食品製造：自動充填・包装機、異物検出装置、色彩選別機、 ロボット/レタイザー、自動皮むき機など 卸・小売：精米機、スライサー、自動洗浄機、生ゴミ処理機など 外・中食：低熱伝導フライヤー、すしロボット、JH「クックオフ」、 食器洗浄機、ご飯盛付け機、自動券売機など
器具備品、工具 (※1) (※2)	30万円 以上	器具備品：6年以内 工 具：5年以内	農林漁業：冷蔵・暖房用機器、オートステアリングシステムなど 食品製造：成分分析計、コンピュータスケール、包装機など 卸・小売：冷蔵ショーケース、デポシッター、POSレジ式など 外・中食：コーヒーマシン、卓上串刺機、タッチパネル券売機、 セルフオーダー・セルフレジシステム、冷蔵冷凍庫など
建物附属設備 (※1)	60万円 以上	14年以内	農林漁業：シートシャッター、新ストーブ、畜糞処理機など 食品製造：ボイラー、給排水設備、ベルトコンベアなど 卸・小売：空調・暖房機器、冷凍冷却設備、自動ドアなど 外・中食：LED照明、エレベーター、エアーカーテンなど
ソフトウェア (※3)	70万円 以上	5年以内	販売・在庫・製造原価管理システム、栄養管理システムなど

※1 固定資産税の特例を受ける場合、器具備品、工具、建物附属設備については、一部地域で対象となる業種が限定されます。

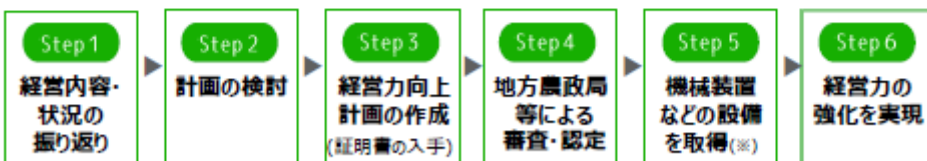
※2 法人税・所得税の特例で、生産性向上設備（A類型）の適用が受けられる工具有は、測定工具、検査工具のみ。

※3 法人税・所得税の特例のみ適用可。

経営力向上計画の認定を受けるには？

➤ 所定の申請書様式に記入し、証明書等（設備メーカーからなる団体が発行）を添付し、最寄りの地方農政局等（3ページ）にご提出ください。計画の提出から認定までの期間は1ヶ月程度です。なお、複数の省庁の所管にまたがる場合は45日程度になりますので、ご注意ください。

➤ 申請書は、実質2～3枚程度で、労働生産性などの目標、経営力向上に向けた取組などを記載します。計画作成については、よろず支援拠点（3ページ）や商工会等の経営革新等支援機関にてサポートが受けられます。



(※) 設備取得後に経営力向上計画を申請する場合には、設備取得日から60日以内に地方農政局等にて計画が受理される必要があります。

・申請様式や記載方法などは、
農林水産省のホームページをご覧ください。

また、中小企業庁のホームページでも、申請時に役立つ各種情報が掲載されています。

経営強化法

検索



税制の特例措置の試算例

例えば 3,000万円の機械装置を購入設置しようとした場合

(耐用年数10年、資本金3,000万円、税額控除額は取得価額の10%又は法人税額の20%のいずれか低い額とする)

- ① 10%の税額控除により
⇒最大300万円を法人税から控除
 - ② 固定資産税の軽減により(3年間、1/2)
⇒3年間で45万6千円の減税効果
- ※赤字の企業もご利用いただけます。
・減税効果は設備の取得価格・耐用年数により変動します。
・税率は市町村で異なりますので対象の機械装置が所在する市町村にご確認ください。

**345.6万円の
減税**

売上が17%増加!

中小企業等経営強化法
利用事例集

HPでは、全国から集めた
利用事例もご覧いただけます!

稼働率が4.4%増加!



申請書の提出、お問合せ先

主たる事務所の所在する 都道府県	担当の窓口	住所	TEL
北海道	北海道農政事務所 生産経営推進部 事業支援課	〒064-8518 札幌市中央区南22条西6-2-22 エムス南22条第2ビル	011-330-8810
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-6146
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県	関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-740-0164
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒920-8566 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076-232-4149
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2	052-746-6430
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下鳥羽町下ル 丁子通同町 京都農林水産総合庁舎	075-414-9024
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	中国四国農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-222-1358
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒860-8527 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-300-6325
沖縄県	沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1	098-866-1673

便利な情報ガイド

よろず支援拠点 (国が全国に設置する経営相談所です)

よろず支援 **検索**

ミラサポ (中小企業・小規模事業者向けの支援サイト)
公的機関の支援情報・支援施策(補助金など)の情報提供や、
専門家等との情報交換の場を提供するサイトです。

ミラサポ **検索**

f 食料産業局Facebook タイムリーでお得な情報満載!! フォローして最新情報をGET♪



取引条件等を「見える化」し、生産者や流通業者、
小売業者等とマッチングするシステムです! ご活用ください!

アグリーチ **検索**



●本パンフレットに関するお問い合わせ先
農林水産省 食料産業局 企画課 (03-6744-2065)

(5) 消費税の軽減税率制度 10月1日実施のお知らせ

軽減税率よくある質問

Q. 食料品しか扱っていないので何もしなくてもいいですか？

A. 軽減税率実施後は、レシート等に現行の記載事項に加え、「軽減税率の対食品目である旨」「税率ごとに合計した税込み対面」の記載が必要となりますので、食料品の取り扱いがある場合にはこれらの対応したレジの改修や領収書・請求書等の様式変更が必要になります。

Q. イートインとテイクアウトの両方を行っている場合、税率の判定はどうしたらいいですか？

A. 軽減税率の適用対象が否かは、飲食料品を提供する時点で、イートイン(標準税率)かテイクアウト(軽減税率)かを、例えば、お客様に意思確認を行っていただく方法などにより判定することになります。その際、例えば、「イートインコーナーを利用する場合はお申し出下さい」等の掲示をして意思確認するなど営業実態に応じた方法で行うこととして差し支えありません。

※軽減税率制度の内容に関する情報

国税庁ホームページのQ & Aをぜひご覧下さい。



(国税庁Q&A)

※軽減税率制度に係る価格表示に関する情報

消費者庁ホームページのガイドラインをご覧下さい。



(消費者庁)

説明会の開催

○全国の税務署で開催

税務署が開催する説明会を都道府県ごとに案内しています。



(国税庁 説明会)

○食品産業センターや食流機構で開催

食品産業事業者向けにブロック単位で開催中。



(食産センター)



(食流機構)

発行元：農林水産省食料産業局 農03-3502-8111 (内線4135) syo@hss.ayokusan.go.jp

4

食品事業者の皆さまへ

2019年10月から

消費税の軽減税率制度が始まります!!

食料品しか扱っていないから
何もしなくてもいいかな？

店内飲食と持ち帰りがあるけど
何をどうしたらいいの？



レジや請求書、帳簿の変更が必要です。
準備はできていますか？

準備が必要なのはこちらです

農林水産省
食料産業局

■軽減税率制度実施スケジュール

	2019年10月1日	2021年10月1日	2023年10月1日	2026年10月1日	2029年10月1日	
消費税率	8% (国6.3%、地方1.7%)	標準税率 10% (国7.8%、地方2.2%) 軽減税率 (食料品等) 8% (国6.24%、地方1.76%)				
仕入税額 控除要件	請求書等保存方式 (免税事業者からの仕入税額控除可)	区分記載請求書等保存方式 (免税事業者からの仕入税額控除可)	適格請求書等保存方式 (インボイス制度) (免税事業者からの仕入税額控除不可) 免税事業者からの課税仕入に係る経過措置 8.0%控除 5.0%控除			

○ 農林水産省食料産業局○○○課の相談窓口 ✓ 03-3502-8111 (代表) 内線○○○○

ここから下図のような請求書の記載事項が必須!

■軽減税率制度について

区分記載請求書の記載 (例)

請求書

店名 〇〇〇〇〇〇

〒100-0001 東京都千代田区〇〇 〇〇〇

令和11月2日

納品先 〇〇〇

品名 牛肉

数量 10kg

単価 600円

金額 6,000円

合計 43,000円

消費税 (10%) 22,000円

消費税 (8%) 21,000円

※は軽減税率対象品目

軽減税率の対象品目である旨

① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。

② 記号が軽減税率対象品目であることを明らかにする。

※ 以下以外、例えば次のような方法があります。

① 同一請求書内で、商品を税率ごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。

② 税率ごとに請求書を分けて発行する。

税率 (10%、8%) ごとに合計した税込対価の額を記載する。

○軽減税率制度全般に関する相談窓口

- ✓ 消費税軽減税率電話相談センター (軽減コールセンター)
専用ダイヤル 0570-030-456
(9:00~17:00 土日祝除く)
- ✓ 消費税価格転嫁等総合相談センター
専用ダイヤル 0570-200-123
(9:00~17:00 土日祝除く)

メール ホームページ上の専用フォームを利用願います。
(URL: <http://www.tenkasoudan.go.jp>)

■軽減税率対策補助金について

✓ 補助金の申請期限は、平成31年9月30日までに導入・改修したものが対象になります。

	複数税率対応レジ	受発注システムの改修・入替
対象者	複数税率への対応が必要となる事業者 (中小企業・小規模事業者。詳細は下記 相談窓口にお問い合わせください。)	軽減税率制度の導入に伴い 受発注システムの改修・入替 が必要となる事業者
補助率	原則 2/3 (3万円未満のレジを1台のみの場合: 3/4 ・タブレット等の汎用端末 (周辺機器 とセットに販る): 1/2)	2/3
補助上限	・レジ1台あたり20万円 新たに商品マスタ設定・税額等の経費を要 する場合: レジ1台あたり40万円 ・複数台申請 1事業者200万円	・発注システムのみ 1,000万円 ・受注システムのみ 150万円 ・受発注システム両方 1,000万円

○軽減税率対策補助金等中小企業者への支援措置について

- ✓ 軽減税率対策補助金事務局
専用ダイヤル 0570-081-222 (9:00~17:00 土日祝除く)